

鹿屋市選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿屋市個人情報保護法施行条例(令和4年鹿屋市条例第22号)第8条の規定に基づき、鹿屋市選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 鹿屋市選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護については、鹿屋市個人情報保護法施行細則(令和5年鹿屋市規則第 号)の規定の例による。

附 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋市選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する規程(平成18年鹿屋市選挙管理委員会訓令第5号)は、廃止する。
- 3 この訓令の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の鹿屋市選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。